

[別紙]

様式1

事業報告書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 大島内科クリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市飾磨区構3丁目233番地1

(3) 設立認可年月日 平成23年12月 5日

(4) 設立登記年月日 平成23年12月19日

(5) 役員及び評議員

|     | 氏名     | 備考  |
|-----|--------|-----|
| 理事長 | 大島 誠一郎 | 管理者 |
| 理事  | 大島 照子  |     |
| 理事  | 大島 令子  |     |
| 理事  | 多月 和也  |     |
| 監事  | 津田 梨香  |     |

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種類  | 施設の名称     | 施設の医療機関コード | 開設場所                    | 許可病床数              |
|-----|-----------|------------|-------------------------|--------------------|
| 診療所 | 大島内科クリニック | 2814020810 | 兵庫県姫路市飾磨区構3丁目<br>233番地1 | 一般病床 0床<br>療養病床 0床 |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

|           | 会議名  | 議決又は同意事項         |
|-----------|------|------------------|
| 令和5年6月 1日 | 社員総会 | 令和4年度事業報告並びに決算承諾 |
| 令和6年2月21日 | 社員総会 | 令和6年度事業計画並びに予算   |

様式 2

法人名 医療法人社団 大島内科クリニック  
 所在地 姫路市飾磨区構3丁目233番地1

※医療法人整理番号 01717

財 産 目 録  
 (令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 135,251 千円  
 2. 負 債 額 7,195 千円  
 3. 純 資 産 額 128,056 千円

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| A 流 動 資 産       | 102,070 |
| B 固 定 資 産       | 33,181  |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 135,251 |
| D 負 債 合 計       | 7,195   |
| E 純 資 産 (C-D)   | 128,056 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 大島内科クリニック  
 所在地 姫路市飾磨区構 3 丁目 2 3 3 番地 1

※医療法人整理番号 01717

貸 借 対 照 表  
 (令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部             |         |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目                 | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 102,070 | I 流 動 負 債           | 7,195   |
| II 固 定 資 産    | 33,181  | II 固 定 負 債          | 0       |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 19,980  | (うち医療機関債)           |         |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 1,108   | 負 債 合 計             | 7,195   |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 12,093  | 純 資 産 の 部           |         |
| (うち保有医療機関債)   |         | 科 目                 | 金 額     |
|               |         | I 基 金               | 21,000  |
|               |         | II 積 立 金            | 107,056 |
|               |         | (うち代替基金)            |         |
|               |         | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |
|               |         | 純 資 産 合 計           | 128,056 |
| 資 産 合 計       | 135,251 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 135,251 |

法人名 医療法人社団 大島内科クリニック  
 所在地 姫路市飾磨区構3丁目233番地1

※医療法人整理番号 01717

損 益 計 算 書  
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 121,490 |
| 2 事業費用     | 110,717 |
| 本来業務事業利益   | 10,773  |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     |         |
| 2 事業費用     |         |
| 附帯業務事業利益   |         |
| 事業利益       | 10,773  |
| II 事業外収益   | 2,460   |
| III 事業外費用  |         |
| 経常利益       | 13,233  |
| IV 特別利益    | 1,374   |
| V 特別損失     |         |
| 税引前当期純利益   | 14,607  |
| 法人税等       | 3,266   |
| 当期純利益      | 11,341  |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式 5

法人名 医療法人社団 大島内科クリニック  
所在地 姫路市飾磨区構3丁目233番地1

※医療法人整理番号 〇 1 2 1 1 2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
  - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。  
近親者である場合には続柄を記載する。
  - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。  
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみても取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。  
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
  - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

様式6

## 監事監査報告書

医療法人社団 大島内科クリニック  
理事長 大島 誠一郎 殿

私は、医療法人社団 大島内科クリニックの令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月25日

医療法人社団 大島内科クリニック  
監事 津田 梨香